

2008年12月24日
郵便事業株式会社

心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用に関する報告について

郵便事業株式会社(東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄)は、平成20年12月1日(月)、総務大臣から、心身障害者用低料第三種郵便物の不適正な利用の実態、原因分析、再発防止策及び既に発生している事案に係る対処方針につき、同年12月24日(水)までに報告するよう求められており、本日、報告書を提出いたしました。

概要は、次のとおりです。

1 不適正利用の状況

(1) 調査方法

ア 利用状況

承認刊行物全217件(平成20年10月1日現在)について、承認刊行物及び発行人である心身障害者団体の利用状況(差出通数)等を調査。

イ 承認条件具備の調査

第三種郵便物の承認条件のうち、発行の都度提出される見本によって確認している広告掲載量等を除き、有料発売条件(1回の発行部数に占める有料発売部数の割合が8割以上)の具備を次の分類により調査。

- (ア) 上記アの利用状況の調査の過程において年間差出通数が際立って大量(100万通以上)と推計された16件について、直近に大量差出し(5千通~50万通規模)があった発行分を対象に特別調査を実施。(9月下旬~12月上旬)
- (イ) 他支社管内の支店において1回に大量の差出しがあったものなど有料発売条件具備の調査が特に必要と考えられる5件について、特別調査を実施。(11月中旬~12月下旬)
- (ウ) (ア)及び(イ)以外の残り196件について、特別調査を実施。(11月中旬~21年1月下旬)

(2) 調査結果

ア 利用状況

	19年度	20年度(10月末累計)
217件計	1億2,227万通	6,588万通
うち16件	1億262万通	4,512万通

イ 有料発売条件具備の調査結果

- (ア) 16件に関する調査結果
16件とも有料発売条件を具備せず。
- (イ) 5件に関する調査結果
有料発売条件を具備していることを証明できないと認めたものが1件あり(廃刊届提出)、残り4件については特別調査を継続中。(資料提出期限:12月下旬)
- (ウ) 196件に関する調査状況

196件とも特別調査を継続中。(資料提出期限21年1月下旬)

ウ 発行人が心身障害者団体であること等の証明書に関する調査結果は次のとおり。

証明書を確認できたもの	156件
うち社会福祉協議会	4件
証明書を確認できなかったもの	61件
計	217件

(3) 対応方針

ア 刊行物の承認取消し

(ア) 16件

承認を取り消したものが11件、廃刊届提出が5件。

(イ) 5件

現在提出された資料を検証中である1件及び今月下旬に資料提出期限が到来する3件について検証を進め、その結果に応じて所要の措置を実施。なお、廃刊届提出が1件。

(ウ) 196件

所要資料の提出を受けた上でその検証を進め、その結果に応じて所要の措置を実施。

イ 公共機関発行の証明書の内容を確認できなかった65件について、21年1月末までに再提出を要請中。

ウ 今回の報告後における措置状況について、21年3月までに報告。

エ 料金の追加請求等

有料発売条件を具備していない刊行物の発行人に対しては正当料金との差額に相当する額を請求予定。

発行人の他に法的責任が認められる者に対しても連帯して請求することを検討。

2 発生の原因分析

今回の不適正利用事案の発生は、1通当たり最低8円という心身障害者用低料第三種郵便物の極めて低廉な料金設定に着目し、心身障害者の福祉を図ることを目的とする定期刊行物の送付という本来の制度趣旨を逸脱したダイレクトメールの送付手段としての利用を行った関係者が存在したことに起因するもの。

一方、当社としても、次のとおり当該刊行物が有料発売条件を具備していないことを的確に把握することができなかった面もあった。

(1) 承認条件のチェック

ア 定期調査

(ア) 第三種郵便物は、本来、定期的に発行される刊行物を対象としており、それを前提とする制度運用により不適正利用も防止できるとの考え方から、原則として年1回の調査対象は直近の定期発行分。

(イ) 刊行物の販売方法に応じた所要資料の種類及び内容が不明確であるなど厳密性に欠けたため、必要な資料に基づかずに有料発売条件具備とした場合があり、その結果予断を与えた可能性がある。

(ウ) 定期発行分の発行部数は少ないが号外・増刊で大量に発行するような事案を捕捉することは困難であり、当該大量発行分の有料発売条件具備のチェックがかからない。

イ 特別調査

(ア) 特別調査は、定期発行分について本来想定される発行部数に応じた差出通数を上回る大量の差出しがあった場合に有料発売条件具備を随時機動的に確認するもの。

今回の不適正利用事案の発覚により、複数の刊行物について特別調査を実施したとこ

る、実際に有料発売条件を具備していないことが確認できたものであり、発動に至る限り実効性は認められるもの。

(イ) 従来、特別調査を機動的に発動する端緒とするため、同時に3千通以上の差出しがあり、差出状況に不審な点を認めた場合に支社へ報告する社内ルールを設けていたが、適確に運用できず。

(2) 団体及び刊行物の適格性チェック

心身障害者団体であること等の証明書の発行主体がマニュアル上明確になっておらず、公共機関ではない機関を公共機関と誤認。

また、証明書は承認請求当時に提出要請しているのみであり、その後団体及び刊行物が適格性を維持しているかどうかの確認ができず。

3 再発防止策

約款・マニュアルの改正等所要の経路を経た上で、次の施策を実施する予定（21年3月1日（一部9月目途）実施予定）。

(1) 承認条件のチェック

ア 定期調査

(ア) 刊行物の販売方法に応じたパターンごとの所要提出資料の種類及び内容を明確化。

(イ) 定期調査の提出資料を次回調査時まで保存し、事後的な検証に対応。

(ウ) 号外・増刊で大量に発行するような事案については、特別調査を機動的かつ確実に実施することにより対応。

イ 特別調査

(ア) 特別調査を機動的に実施できるようにするため、差出通数管理のための社内ルールを徹底するとともに、差出人名及び刊行物名のシステム入力ルールを定め、各承認刊行物の利用状況を一元的にモニタリング。

(イ) 特別調査実施の定量的基準を設けることにより、特別調査を機動的かつ確実に実施する体制を整備。

ウ その他

(ア) 一定以上の通数を差し出そうとする場合は、事前に有料発売条件具備を確認できる資料の提出を義務付けるなど不適正利用の抑止のための経路を導入。（※21年9月目途実施）

(イ) 承認条件の一つである広告掲載量制限（全体の印刷部分の5割以下）の対象に封筒等の外装に掲載された広告を追加。（※21年9月目途実施）

(2) 団体及び刊行物の適格性のチェック

ア 承認後定期的に、発行人に対し、公共機関発行の証明書の提出を要請（発行人又は刊行物に係る事項の変更があった場合も同様）。

イ 社会福祉協議会等証明主体として認められない組織をマニュアルに明確化。

(3) 内部監査の実施

再発防止策の適確な実施を含め内部監査を実施し、正規運用を徹底。

以上